

第七回国会 建設委員会 議事録 第四号

昭和二十五年二月三日(金曜日)

午後二時二十九分開議

出席委員

- 委員長 淺利 三朗君
- 理事 内海 安吉君 理事 江崎 眞澄君
- 理事 田中 角榮君 理事 砂間 一良君
- 理事 久野 忠治君 理事 笹森 順造君
- 理事 井手 光治君 理事 大西 弘君
- 理事 越智 茂君 理事 瀬戸山三男君
- 高田 弥市君 西村 英一君
- 三池 信君 宮原幸三郎君
- 前田榮之助君 八百板 正君
- 島山 重勇君 増田 連也君

出席政府委員

- (都市局長) 八嶋 三郎君
- (建設事務官) 伊東 五郎君
- (住宅局長) 小林興三君
- (建設事務官) 淺村 廉君
- (建設技官) 寺島 重雄君
- 専門員 西畑 正倫君
- 専門員 田中 義一君

委員外の出席者

- 委員今村忠助君辞任につき、その補欠として坂田道太君が議長の名で委員に選出された。
- 二月一日
- 委員坂田道太君辞任につき、その補欠として今村忠助君が議長の名で委員に選任された。
- 同日
- 委員飛嶋繁君辞任につき、その補欠として井手光治君が議長の名で委員に選任された。

理事村瀬宣親君の補欠として久野忠治君が理事に当選した。

一月三十日

- 小平、幌加内両村間道路開設の請願 (玉置信一君紹介) (第四四二号)
- 天塩町の産業道路改修に関する請願 (玉置信一君紹介) (第四四三号)
- 天塩川河口改修の請願 (玉置信一君紹介) (第四四四号)
- 天塩、幌延間の天塩川に架橋の請願 (玉置信一君紹介) (第四四六号)
- 天塩川水系各河川の治水に関する請願 (玉置信一君外一名紹介) (第四四八号)
- 吉井川上流に護岸工事施行の請願 (大村清一君紹介) (第四五六号)
- 豊岡村地内の堤並川堤防修築の請願 (大村清一君紹介) (第四五七号)
- 三陸国道開設の請願 (山本猛夫君紹介) (第四五九号)
- 滑川改修の請願 (圓谷光衛君外一名紹介) (第四九四号)
- サロマコ原野開墾に関する請願 (伊藤藤一君紹介) (第四九八号)
- 矢作川改修工事促進の請願 (千賀康治君外二名紹介) (第五〇一号)
- 浜田から加計を経て廣島に至る間の県道を国道に編入の請願 (山本久雄君紹介) (第五〇三号)
- 進駐軍関係従業員の待遇改善に関する請願 (川上眞一君外一名紹介) (第五一八号)
- 同(春日正一君外一名紹介) (第五一九号)

同外二件(土橋一吉君外一名紹介) (第五二〇号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

- 理事の互選
- 住宅に関する件
- 水道行政に関する件
- 道路に関する件

○淺利委員長 これより会議を開きます。

この際理事の補欠選任についてお諮りいたします。去る一月二十八日村瀬宣親君が理事を辞任せられまして、現在理事が一名欠員となっております。これよりその補欠選任をいたしたいと存じます。先例によりまして、本件は委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議なしと認めます。それでは理事に久野忠治君を指名いたします。

○淺利委員長 次に住宅に関する件を議題といたします。最近建築制限緩和の方針になっておるようでありますから、この際当局より説明を聴取いたしたいと思ひます。伊東政府委員。

○伊東政府委員 建築統制の撤廃ないし緩和につきましては、本委員会におきましては、私どもとしましては十分その意を体しまして研究を続けてお

つたわけでありまして、一般の建築資材の統制がありまして、それとの関連において選れておつたわけでございまして、本年の一月一日から木材、セメント等の重要建築資材の統制が撤廃されることに決定になりましたので、それと見合つて具体的な案を考へてみました。なお鉄鋼、板ガラス等はまだ統制が当分継続されることになっておりますので、木材につきましては需給の関係が十分であるという理由ではなく、むしろ木材の割当制度というところに統制の目的を達しない。非常に手続が複雑でありまして、その割当統制の目的を達することができないというやうな理由もあつて、むしろ木材の消費につきましても成長を遂げ、上まわつておられます。つまり過伐、濫伐になつておるわけでありまして、木材の使用量の節約というものは、今の段階におきましてもなお考へなければならぬのであります。それにつきましてもは木材の一番大きな消費であります。建築に使うところの木材につきましても、当分若干の統制はしなければならぬ。従来は建築統制を今回大幅に緩和することにしたのであります。すなわち従来は三十坪以上の建築物は全部許可を要することになつておつたのであります。それを改めまして、一般建築物については大体三百坪以上のもの。特に映画館、劇場、それに類するオーデイ

トリウムを持つ公会堂のやうなもの、それから特に火災などで非常に危険の多いマーケット、これだけのものについては九十坪以上のもの、この二つにつきましては建設大臣の許可を要することといたしました。なおこの場合住宅、学校等につきましては、何坪のものであつても許可を要しない、自由にて建てられるということにいたします。その他一般の建築物については、増築の部分が九十坪以上の場合に限つて都道府県知事の許可を要する、こういうことにはいたしました。その他のものについては全然許可を要しないということにいたします。なお許可するにせぬかという運用の方針であります。劇場その他につきましても、木材の使用制限が目的でありますので、鉄鋼、セメント等を使う、いわゆる耐火建築については、原則としてすべてを許可する。その他の建築物についても同様の方針をとつて行きたいと考えております。木造の建築については、大きなものに限つて木材の需給状況を見て許可の方針を決定して行きたいと存じております。

大体以上のような方針によりまして、明日臨時建築制限規則の改正を公布いたしました。五日から施行するやうにいたしましたと思つております。なお改正規則は暫定的なものと考えております。鉄鋼の補給金の制度、従つて割当制度も大体六、七月ごろには撤廃になる見込みでありますので、大体

第一類第十六号 建設委員會議事録第四号 昭和二十五年二月三日

そのころを目標といたしまして、別に本国会に建築基準法案を提出いたす予定になつておりますが、大体それもそのころ施行になるものと考へておりますので、この建築基準法の施行と同時に臨時建築制限規則は撤廃することとして、建築基準法の附則にそのことを書き加えるようにいたしたいと思つております。よろしくお願いいたします。

○淺利委員長 なおただいまのような制限を撤廃したというような場合には、その都度当委員会に、省令か政令か知りませんが、そういう資料はただちにこちらに提供していただきたいと思つております。

○田中(角)委員 建築制限令が大幅に緩和されるといふ、まことに適切な処置をとられたことに對しては、同感の意を表するものであります。これに對して現在住宅局内の監督課に配属せられておられるの機関は、どういふふうな処理なさるおつもりであるか伺いたいと思つております。なおその人員を、現在の住宅局でもつて配置転換をする場合、どのような方針をお持ちになつておられるかということをお伺いしたいと思います。

○伊東政府委員 臨時建築制限規則の緩和に伴ひまして、住宅局内のそれを担当しておられる職員のことをどういふふうにするかというお尋ねであります。大体今年の四月、つまり来年度からこの規則が緩和されるといふ見込みをもちまして、来年度予算には、この職員を相当大幅に減員をいたしております。そのうちの一部は住宅、あるいは市街地建築物法の施行等に関する方面に転用することに予定

いたしております。さらに全部撤廃された場合につきましては、また住宅金融公庫法の施行などの新しい仕事もふえて参りますので、あるいはそういう方面に転用するというようなことも考へなければならぬのじやないかと考へております。

○淺利委員長 それでは次に水道行政に關する件を議題といたします。かねて水道法は建設省において提案するよふな話もあつたのであります。最近、今回は提案できないというようにも伺つております。ついでにはこの水道行政に對して、水道法の構想、その他を今まで建設當局において描かれておつた点を明らかにして、必要があれば国会においても考慮の余地があると思つております。それらの点についてなるべく詳しく當局から説明していただきたいと思つております。

○八嶋政府委員 まず水道法案というものについて、今回私どももいたしましていろいろ構想を練りましたものにつきましては用意をいたしましたのでありますが、これの内容等につきまして簡単にまずお話し上げ、これが今回一応保留をいたしました理由並びに水道の行政機構問題等につきましてお話を進めて参りたいと思つております。まず水道法案の内容、これは今度出しましてませんが、一応私どもの考へております構想という意味において御承知願ひたいと思つております。水道法によつて考へて行こうというその目的は、水道施設の管理を適正に行つて、水源と水道事業の運営の合理化をはかつて行く。大体この三点を中心の目的を

置いて参らうということにいたしましたのであります。ことに水道協会方面といたしましては、特に水源の保護といつたことについても、何とか法律の中に盛り込まれたいという御意向が、前々から相当強かつたのであります。そこで水道法案の中に入れて参るものにつきましては、単に飲料水に限定した

一般公共上必要とするもの等全部を合せて参りたいと思つております。そこで別個の紙を今配付してありますから、それをごらん願ひたいと思つております。そこには六大都市と六大都市を除きます人口十以上の都市のうちからビック・アップした都市の水道の用途別の給水量が、戦前と戦後とに對して書いてあります。家庭用の給水量、これは煮たき用であるとか、洗濯用であるとか、家庭用の風呂であるとかいつた方面でござりますが、これらにつきましては二三・六割といふものが使われ

ております。それから商業用の給水量は四・五割、その内容はそこに書いてござります。工業用の給水量は九割、浴場用は一・六割、鉄道船舶は一・五割、公共用は五・七割、漏水、いわゆる損失をいたすものが、戦後非常に荒廃いたしました結果、約五〇割、そのほかに進駐軍用として四・九割、大体この

いふ現状になつておるのでござりますが、これを總括して、水道施設によつて水を供給するものを水道事業として取扱つて参りたいと思つてござります。この水道事業の経営は、原則といたしましては公共団体をして行わしめるが、他に公共団体以外のものでも、公共の福祉のために必要があ

るといふときには、建設大臣の認可を受けまして、水道事業の経営をなし得るといふことにしてもいいのではないかとと思つております。

次にいろいろな事務の簡便、いろいろな事務の統合という点につきまして、水道法に關します水の取入れ、また水道事業を公共団体がやつて参ります際に、都市計画法なり、河川法なりで二重の手間はとらせ

ないで、できるだけ事務の簡便化をはかつて参るといふようなことで、都市計画の区域内に水道事業を創設しようといふときには、都市計画審議会の意見を聞かせる。それから都市計画の事業として決定をいたしますれば、水道法の許可があつたものとみなして行くとか、あるいは建設大臣による水道事業の認可があつた場合には、河川法により参ります。河川の使用といふものは許可があつたものとするといふ

ように、できるだけ事務の簡便をはかつて参つた方がいいのではないかと、いふように、実は他の法令との関連の事柄を考慮いたしておるのであります。第三の問題は工事を施行して参りますにつきましては、まず認可を受けるということにつきまして、建設大臣の認可を要するといふことにいたしました。いろいろな改善とか、修理とかい

は、できるだけ仕事をやしやすいようにして参る、工事を施行して参るにつ

きましての仕事をしやすいようにして行こうといふことを、この業務の中に書いてあるのであります。一面におきまして水道事業というものは、公共の福祉に重大な關係が参りますので、これに對しまして官庁方面としては嚴重なる一つの監督を施して参る。その監督の事柄についても実は書かれておる

のであります。そこで事業の調整といふ問題につきましては、水道は公共の福祉に關係いたします問題でありますので、いろいろと中央方面におきましては事業の合併をさせる。あるいは水の分水とか、排水とかいつた問題に

ついては、調整の問題もタッチして参らなければならぬといふことも考へておるのであります。それらの問題につきまして、特に重要な問題、ことに合併の問題でござりまするか、あるいはいろいろな法規に違反をいたしました工



きまして、いろいろ水道行政監督の機構問題が取上げられまして、種々論議をされました結果、各委員の意見を、少数の委員を設けてさらに検討することにいたしました。よつて当協会において委員会を設け、検討の結果厚生省、建設院——これは当時建設院でありましたので、建設院等より独立した内閣直属の機関を設けるを理想とするが、次の方法といたしましては厚生省衛生施設課の水道関係人員をすべて建設院水道課に合併し、しかし厚生省より合併したる人員を厚生省の兼務として衛生関係の連絡をとりしめることを可とする結論を得たのでございませう。これは四十五ページから四十六ページにかけて、そういうことが書いてあります。いわゆる厚生省よりも建設省の方に軍配が上つた、こう言つてもさしつかへはないと思つておりますが、その理由は、「今日のわが国の現状に於いては戦災復興事業その他大いに建設を要する時代であり、都市建設或は取水権と水道との関係は衛生関係よりもより大なる関連を有するものと認められますので建設院水道課を厚生省の方へ合併するよりも国土計画一般を執掌する建設院に合併することが水道事業の急速なる普及發達を期し得る所以と思考せられるからであります。」ここに理由をつけまして、建設省に一元化する方がよろしいという結論を出してあるのでございます。ただ「然し乍らこの事も官制改革を必要とし、直に実現不能とすればとりあえずの措置としては共管行政は形の上では一応其の儘として事務処理を一元的に処理をなすためにその事務分担を建設と操作管理の面に大別し左の如く措置

せらるる事を熟望致す次第でありませう、此の案は全国約七百の水道事業者の熱意と考えられますので輿論政治の今日是非共急速実現せらるる様措置あるんことを要望致す次第であります」といふので、大体水道の企画立案は両省の協議による水道の新設、増設、改良及び復旧修理に関する認可、補助等は建設院の主管として、建設院は厚生省に合議して参る。右に關する資料は建設院において専掌する。水道の操作管理に關する事項はすべて厚生省の主管とし、厚生省は建設院に合議する。右に關する資料、電力、漏水防止等は厚生省の専掌として参る。水道の調査指導、監督、技術者の養成等はそれぞれ立場において行つて参る。特に重要な事項に關しては、両省の間に委員会を設け、連絡、調整をはかつて行つた方がよろしいというよりな、いわゆる第三次案といたしましたの案といふものが、ここに詳しく載せられておるのでございます。私はこれがすべの今日の水道行政所管に対する一般の輿論ではなからうかと実は考へているのでございます。

今日の水道の現状を申し上げますと、ここにも書いてございませうように、建設の段階である。私はこの水道の所管問題はどういふ観点からこれを考へた方がいいかといふことにつきましては、いろいろの考へ方があると思ひます。しかしながら今日私どももいたしました主張いたしました事柄は、水道行政の重点といふものは一体どこにあるか。今日の現状から考へて何であるか。それはここにも書いてありますように、建設の段階である。今日各市、町、並に県といふものが私の方に対して、

水道の認可の問題、補助の問題、あるいは起債の申請の問題についての援助といつたようなことにつきましての要望が実は非常に多いのであります。私はこの一事をもつて見ても、今日水道事業といふものが非常に荒廢に陥つてゐる。いかに建設といふものを地元に要望いたしてゐるかといふこと、如実に証左いたしてゐるものだと思つております。現在水道條例によりまして認可をいたしましたものは六百九十九箇所、約七百箇所ございませうが、保建衛生上、防火上、保安上、あるいは工場生産上といつたようなことから考へて見まして、少くとも私どもは市制あるいは町制をしつたような場所には、ぜひとも水道の施設を今後はおつて参るといふことを考へておりました。また既設の水道のいたしまして、簡易水道に類するものが大部分でございませう。ほとんど完備した水道はございませう。また戦争中におきまする設備の荒廢であるとか、人口の自然増加によりまして設備の改良なり、拡張を要するものが、ほとんど全部にわたつてゐると言つてもさしつかへないと思つております。下水道の面におきましても、下水道法によつて認可されましたものは五十六箇所、このうちで全地域に改良下水道の完備されてゐるものは一箇所もございませう。今後の改良拡張といふものが非常に熱望をいたされてゐるのでございませう。下水道の処理に至りましては、全固わずかに六箇所しかありません。しかもその処理区域が岐阜市だけが全市の六割で、他はようやく三割内外に過ぎないような現状でございませう。そのほかに水害なり、あるいは震災害な

り、あるいは飲害によりまして、施設の荒廢をなしておりますものが非常に多い。これが今日復旧を一日も早く切望いたしてゐるような現状でございませう。これが日本における水道行政の重点だらうと私は思ひます。建設をやらなければならぬといふことの問題が、一番大事な問題であらうと思つてあります。

建設といふことが一番の水道の行政の重点だといふことになれば、次の問題といたしましたのは、どこの省においてやらせることが能率的であるか、この能率前から水道行政の所管といふものを考へていただきたいといふのが私どもの希望でございませう。こうなつて参りますれば、先ほど水道協会からお話がございまして、都市計画関係なり、あるいは水の取入れといつたような関係から、建設省の方においてやらせることが非常に能率的であることとは、当然に結論が出て参ると思つてございませう。一、二の例を申し上げても、今日東京方面といたしましては、非常に水が足りない。これは神奈川県から持つて来る。あるいは小河内の貯水池のダムの問題も考慮されておられます。こうしたいわゆる水の取入れといつたような問題は、しからば神奈川県から持つて来る場合におきまして、さらに遠方から持つて来るということには電力の関係があり、それから川崎市との水の配分の問題といふものも考へて参らなければならぬ。また尾島半島におきましても、そうしたような問題がたたくさんございませう。また阪神方面におきましても、水の取入れ問題につきましても、問題がございませう。また北九州方面におきましても、水源問題は非常に大きな問題として、今日われわれが解決に迫られてい



港灣行政を統合する。しかもこれだけではない。農林省所管の林道関係を含む事務も、建設省に当然統合されるべきであると思う。なお法務府関係の刑務所その他の特殊な建設を行う事業、これも当然建設省に統合されるべきであると思ひます。こういう観点に立ちましても、今都市局長が説明せられたように、建設省内においても建設行政の一元化をやる、行政の簡素化をやるという声も澎湃として起り、かつ公式の席上でこれが実現に努力されたいと建設省の局長が言つておられるのでありますから、今度われわれが旗を上げるときに、われわれが総合建設省設置というものを一歩踏み出すときに、各省のセクションナリズムに負けて、現在の建設省でよろしうございませうというふうな弱腰にならないように、私の方から御注文申し上げておきます。当委員会としては、あなたに言われるまでもなく、まづたく片山内閣から超党派的にこの方向に向いつつあるのでありますから、もちろんこの実現に關しては努力をいたしたいと思ひます。その意味において常にそういう議論が本委員会に出たのであります。特に建設省の局長がそう言われる裏づけとしては、現在内閣においても国土省または公共事業省というふうなものを、審議会の答申において考へておられるのであります。そのような事情を十分調査し、できるならば本委員会多年の懸案であつたところの建設行政の一元化、総合建設省もしくは公共事業省の設置に対して、さらに一段本委員会も十分考へられるように、委員長においてもとりはからわれんことを、私から希望する次第であります。

○江崎委員 ただいま都市局長の御説明で、われわれ建設省としての御意見はよくわかりました。ところが今田中委員のお説の、いわゆる総合国土省というふうなものを持つて行くことは、これはもちろん議論のあるはずはありますが、しかしそれができ上つてそれからというごときには、なかなかこの問題の輿論、いわゆる一般の傾向をながめて見ても相当重大であり、またなろうことならば早急を要する問題だと考へます。のみならず総合国土省建設を持つて行くこの段階としても、当委員会においてこの水道行政をどうするかというふうなことをまとめ行くこと自体も、その一つの理想に近づいて行く方法であるというふうにも考へられるわけでありませう。一体この法案は、建設省でも相当な根柢を持つて立案し、まさに局長の説明はわれわれを十分納得せしめるけれども、厚生省において事衛生を根本にした観点から、これが飲料水であるために、その目的に沿うためには、というふうないろいろの合理的な理屈はあつたのであります。いわば相討ちのようになつて、地方の輿論は一元化を切望しているにもかかわらず、持越しになり、在再日を送るといふようなことは、これは国の政治としてはいかにも残念なまゝなところだと思ひます。そこでこれは委員長に特別にお願いしたいのであります。ひとつ今度は厚生省から資料を提供せしめ、正式に委員部から資料の提出を要求し、一方また厚生省側の意向も聴取して、そしつて首肯し得るものならば、何もわれわれが建設省にあくまでとるのだという強硬論を吐かなくともいいのである。けれどもその論拠

が薄弱であるならば、ただいまわれわれが都市局長の説明によつて首肯したように、一刻も早く建設省に一元化して来るというように、ぜひひとつこの際具体的に進めていただきたいと思ひます。今ここで都市局長と議論のやり取りをして見たところで、むしろ一歩の前進もないのであります。むしろ当委員会として、厚生省側との協調をどう取つて行くか、また場合によれば厚生委員会に呼びかけることもいいのではないかと思ひます。特にこの点委員長に要望したいと思ひます。

〔賛成々々と呼ぶ者あり〕

○笹森委員 ただいま水道行政の一元化の問題に關する説明を当局から聞いたのであります。この水道行政が改善せられ、振興せられるという事は、日本の国の再建の上で最も大事なことのひとつで、当委員会としても、今後この問題を真剣に取上げて行くべき、重要な議題の一つであることは申上げざるまでもないと思つております。この水道行政の一元化に対する輿論的なこといろいろの御説明もあつたのであります。われわれの了解するところによりますと、目的論的に言つて論が果しなく、厚生省の主張するところにおいて理由があつて、ただいま前の発言者から、厚生省との会議の上でこの問題を進める必要があらうという御意見もあつたのであります。もう少しついで、ただいまの当局の御発言についての確信を聞いておきたいことがあるのであります。この問題は、目的論的に申しまして、普通の家庭その他の用水としての水道の面は、全水道の面のごく一部分であるという御発言があつたのであります。

けれども、この問題を取扱うに當つて、私どもはもつと広く考へてみた。つまり飲料水のほかに商業用あるいは工業用に使う大きな部面があるのには、やはりこれを厚生省が管理するに、やはり合理的な管理としたならば、私はその点には疑いを持ちませう。ところが問題の焦点が、衛生方面について厚生省がこれを持つべきだといふ御議論については、理解できるものでありますけれども、しかし衛生問題についても深く考へてみると、やはり建設省の工事建設面においてでなければ解決し得ない問題がたゞさんあるのではないか。この点について当局の確信を突はつて込んで聞いておきたいと思ひます。さもないければ、何か知らないけれども、結局目的に沿わない結果になるのではないかと。たとへば、水のことは何としても量と質の問題でありませうけれども、量と質の問題のために水源を確保するには、やはり水源地というものをよく確保しておかなければならない。りつばな水源地を得るためには、きれいな水を得ようとするならば、当然厚生省、建設省と直接関連するような治山治水の問題と直接関連する問題であり、あるいはまた植樹の問題もあるでしようし、あるいはまた砂防工事の問題等もありませうし、水源地の確保については厚生省の主管外である。建設省がもつと力を入れなければならぬ面がたゞさんあるのじやないか。これはむしろ量と質の問題を考へ、根本の問題についての確信をもう少し掘り下げて聞いておきたい。

その次に浄化の問題であります。よい水、飲物性のものがなくなる水、あるいはまた病菌等がなくなる水をどうとするについても、厚生省では衛生の面から言ひかもしませんけれども、実は自然沈澱をする方法、あるいはまたごく緩慢な流れによる沈澱の方法、これはみな物理的なものであるとするならば、むしろそれらの建設工事等においてこの衛生の問題が解決せらるべきであつて、これはむしろ建設省が考へるべき問題ではないか。あるいは多少薬品等を投下するといふような問題にいたしましたとしても、硫酸礬土を使用とか、あるいは消石灰を使用とかいふようなことなどについても、必ずしも薬品の面とは考へないで、物理学的に考へるならば、むしろこれは建設省でやるべき問題でなからうかという点、あるいはまた伝染病の予防等においても、実は水の中にそういう細菌が特に入つていられるのは、大抵下水道との関係、あるいは地下水が流れ込んで行つて悪い水をつくつたといふようなことが多ので、結局するところ衛生の問題も、それらの伝染病等を根絶するについても、やはり建設省が主として取扱うべき問題でなからうか。こういうふうなことを考へてみますと、單に薬品的な、塩素を百万分の一入れるといふような面だけを厚生省が自分の角度から考へて、衛生の面からはぜひ厚生省が取扱うべきだといふような議論について、私はどうもそう納得は行かないので、むしろ一元化する根本の考へ方から申しますと、建設省がそういう衛生の面までも確信を持つて行くのでなければ、ほんとうのいい水が出ないのじやないか。量の点においても質の点についても同様であるが、この点に關してさつきの当局の説

明は、何だか衛生の面があるのだから、厚生省にやつてもいい、またやつてもらふ方が適當だろ、というふうなお話のように私は承りましたから、その点に關する少しつゞ込んだ質問ですけれども、そういうふうな点についてどういふ確信を持つておられるか。要するに私は衛生面についても、建設省がもつと責任をもつてやるのが適當でないか。こういうことに関する確信を実はお尋ねするわけでありませう。

○八嶋政府委員 たいだいまの御意見ごもつともだと私も存じております。それで水道法を出す際におきましては、私も今申しましたように、飲料水のみならず他の面も相當にあるという意味におきまして、私の方でつくりました水道法案におきましては、これを一括いたしました。水道法の中で処置をいたして参らう、こういうことを実は考えておつたのであります。厚生省方面におきましては、飲料水の分だけを限定して、その面だけで水道法をつくらう、ほかの面は触れないというところで実は出しておりましたが、前段のいわゆるほかのものを厚生省がどう考へておつたかということに対する一応の御答弁にしたいと思つております。

それから第二の、建設省といたしまして衛生面についても確信があるか、こういう御意見でございます。これは御承知の通りに水道担当者と申しますものは、今日単に土木工学だけをやりませう技術者じゃなくて、いわゆる衛生面というものも、同時に合せまして担当を得たしておるのでございませう。いわゆる水道を布設いたします者は、水道に關する水質の問題まで担当

する技術者でございます。大学の方にございませう。実は土木科の中に水道の科目がございませう。そこではいわゆる土木工学だけではなくして、衛生的な面も含めた事例を講義いたしておられますので、今日私の方にあります水道課長を初め水道の技術者の方は、水道に關します限りは、やはり衛生面についても十分の知識を持つておるのでございませう。この点につきましては私の方に全部おまかせ願つても、その点さしつかへはないと思つて、その点

は、サニタリー・エンジニアと申しまして、衛生工学だけ特別にもつと発達して参らねばならぬということ、當然に考へられる問題でございます。またさういふふうなことにございましては、今後私も教養方面といたしまして、地方にも十分普及して参るといふことで、これは現在厚生省と私の方の両管になつておられますので、両省でこの衛生工学並びに衛生方面の講習を実はやつておられます。地方に對しましても、さういふ講習をやつておられます。私どもに全部おまかせ願つても、その点は十分安心してしかるべきであるという私は確信を持つておられます。

○笹森委員 たいだいま結論を聞いて力を強くしましたから、大いに元氣をつけてやつていただきたうございませう。それだけ申し上げておきます。

○前田(榮)委員 建設省当局並びに委員長にお願いを申し上げたいと思つております。すでに田中君、江崎君からの御発言もあつたわけですが、建設關係のこつた各省に關連を持つた法律案というものが、今後もだん／＼出るこ

りに間近いころに出されるというふうなことは、各省のセクショナルリズムの機軸に立つて、法案の審議を当委員会が十分熟議する期間を與えられないという結果になることは、われ／＼たいへん迷惑であります。こういうふうな他の省との關係のある法案は、前もつて会期の初め、もしくは会期の始まらぬ前でも、こういう意向があるということをお委員会へ御報告を願いたいと思つておられます。さういたしますと、当委員会においても、各省等との關係をも考慮しながら、建設關係のものとしたしましては、これを公平に国政の上に貢獻したいという熱意を、私のみならず委員持つておられるわけでございます。また、もしさういふことになつて、会期の終りころにかような案を出される場合においては、責任を持つわけには行かないのであつて、あるいは審議未了、否決というふうなことに、せつかくのいい法律案でも追ひ込むおそれがあるのでございます。ことにわれ／＼野黨の者といつたしましては、なおさらさういふ機運があることを前もつて申し上げておきます。それから各省に關する法律案につきましては、行政整理等の問題が根柢に流れておるので、委員長にお願いを申し上げておきたいのは、この委員会か、次の委員会でも、その次の委員会でもよろしゅうございませうから、こういう行政整理等からんだ問題が、本建設委員会といたしましては重要ながために、總理大臣もしくは官房長官、また行政整理の担当大臣である本多國務相、どなたでもよろしゅうございませうから、本委員会に御出席願つて、これらの問題についてわれ／＼聞きたいことがございませうか

ら、委員長において適當な御処置をお願い申し上げておきます。

○砂間委員 水道の水質の問題につきまして、これまで論じて来た問題とは別であります。ちよつとお聞きしておきたいと思つて、もし建設省の方でおわかりにならなければ、次の機会に厚生省の方でもお聞き願ひます。最近東京その他の水道の水が、消毒のため薬品を入れる關係が何かで、お茶なんか立ててもうまくお茶が出ないので、非常にまずいへんなにおいがあるのです。何か聞くとところにより入ると、塩素滅菌を千百分の二十ぐらい入れてあるらしいのですが、以前の水道の水はさういふことがなかつた。終戦後さういふふうなことがなつて、最近特にひどくなつたのです。これは科学者の科学的な立場から聞きました。千百分の二十までの塩素滅菌を入れる必要がない。千百分の七ぐらいで十分その目的を達せられるというお話であります。何が、何でさういふたぐさんの薬品をぶち込んで日本人の好きなお茶も飲めないようにされるのか。私どもはもつとさういふ水を飲みたいと思つておます。戦前はさういふようなことがなかつた。それなら戦前の水道の水は、公衆衛生の立場から非常に危険な水を飲ましておつたのか。水道の水を飲んで別に病氣になつたとか、からだを悪くしたとかいふような話も聞きませんでした。特に終戦後嚴重になつたのか知りませんが、同じ消毒をするにしましても別の方法がないものかどうか。都民の願ひとしましては、お茶でも何でもうまく飲めるような水を供給していただきたいという、非常な要望になつておるのですが、この点に關してごく簡

単でいいですから、その間の事情を聞きかしていただきたい。

○八嶋政府委員 先ほどの前田さんの御意見からまずお答えいたします。前田さんの御意見に、私もまづたく同感でございます。ことに水道法のごときは、厚生省と私どもの方と非常な意見が食い違つております。本日お手元に配付いたしましたのは建設省の案でございます。厚生省の案ではございませぬ。厚生省の方面におきましては、私どもの方面でつくりましたものを相当取入れてつくつておるようでありませうが、しかし向うは衛生的な面を多少詳しくつたつてある点がございませう。実はさういふように所管問題から水道法をどう取扱つて参るかという問題等もございませうので、特に今度の議會にかけるということになりませうれば、建設委員会で取扱つか、厚生委員会で取扱つか、相當問題になるだらうと思つておられます。それらの關係もございませう。かつて委員長にその点をお話し申し上げておいたことありませうが、現在のとこら關係の模様では、水道法は今回の議會には間に合わぬだらうというので、一応留保の決定を見ておる次第であります。会期の終りにのこ／＼とまた出すというふうなことはならないのじやないかと、実は推察をいたしておる次第であります。

第一類第十六号 建設委員會議録第四号 昭和二十五年二月三日

それからたいだいまの水質の問題でございますが、これにつきましては私実はその専門家でございませぬが、ただいま聞いておられますところは、戦後における進駐軍關係等の水道の問題もございませうので、衛生方面におきましては相當やかましい。その意味におき

七





関として何を使つておるか申しますと、これは地方公共団体の長であります。すなわち府県道は府県知事に管理をさせる。国道も府県知事に管理をさせる。市道は市長に管理をさせる。町村道は町村長に管理をさせる。こういう建前でございます。いづれもこれを国の機関という立場において使つておるわけでございます。しからばその管理に伴う費用はどうかとおるか申しますと、これを一切それらの長の願しておりますところの公共団体の負担にいたしておるのであります。国のものを国が手足を使つて管理しながら、金だけを地方公共団体に負わしておるといふことになつておるのであります。これと別に支障なく道路行政を運営して参つたのでございますが、すでに新憲法の施行もございまして、地方自治法も制定されました。これらの中央集権的な制度が、相当批判の対象になつて参つておるのでございます。道路の性質が、かようにすべて国で持つて運営して行かなければならぬものであるかどうかという点でございまして、必ずしもそうとも考えられないのでございまして、重要な幹線はもちろんこれは国として十分に把握して参る必要がありまされども、そうでないものを全部国の機関が運営して行くという必要もない。むしろこれは考え方を全然かえて、重要な道路は国道とすることにして、国が一切責任を持つて、費用も全部国がまかなつて運営して行く。それから地方の道路は、これを一括地方道という名前で呼びまして、これは地方公共団体のものにする。従つて公共団体がこれを管理し、維持し、その費用も全部まかなつて行

く。こういう線に改めた方が、むしろ道路を緊急に整備いたします観点からいたしまして、効果があるのではあるまいかと考えたのでございます。なお最近のシヤウブの勧告もございまして、これは公共事業についての確にいろいろ述べられておるとも私も考えておりませんが、大体勧告の中に盛り込んでおります思想を伺いまして、国と地方公共団体との間の事務の限界はつきりしなければならぬ、あいまにしておくことはいけぬといふような考え方が見られるのであります。この線にも合致するわけでありまして、私もここに新しい道路法改正案を一応つくつてみたのでござい

ます。内容を簡単に申し上げますと、まず道路を国道と地方道とに分けておるのであります。国道はただいま申しましたように、これは国がめんどうを見る道路でありまして、国が設置する道路ということに規定いたしております。地方道は地方公共団体がすべてめんどうを見る道路でありまして、これは地方公共団体の設置した道路ということに、法律案の面に表わしておるわけでございます。それでは国道の路線をどうやってきめるかということもござい

ますが、現在の道路法では、建設大臣が国道の路線をきめることになつております。しかしながら国の重要な幹線である国道の路線を行政庁において単独にきめるということは、いささか事柄が重要に過ぎますので、これは法律できめることにいたしたいという案でございます。従ひまして、地方道の路線は、地方の法律である條例できめなければならぬ、かような考え方に

いたしております。あるいは法律で、あるいは條例で定められたところの国道、あるいは地方道の路線に従つて、国道については国が設置する、地方道については地方公共団体が設置するわけでございます。その道路に関するものゝ費用は、国道については国が、地方道については地方公共団体が負担するというのが大原則であります。この制度が現在の道路法と非常に

かわつて参る点でございまして、ところが問題はさう簡単に参らないのであります。国道は国が全部国のものとしてめんどうをみるのであります。が、国道として取込むほどのものではないけれども、しかしながら、やはりこれが重要な幹線の一部をなすものであるといふものが想像できるのであります。つまり一府県、一市町村のみ



算のわくがきまつてしまつたから、これではいかたがないというのが、今日までの行き方でありませう。もちろん現在の財政状態から申しまして、建設省関係、しかも建設面における予算額をどうするかというところは、きわめて困難であります。建設委員会としては、予算というものは得ただけでやりましようということにほとんど現実にはなつております。それは国全体の予算の割振りによつてやむを得ないという場合もありましようけれども、建設委員会としても、建設省の係りの方も、河川にいたしましても、一応十年計画というものを立てて試案として持つておられる。そういう場合には、われ々の専門的な知識では、日本の河川、少くとも重要な河川は十年にして改修してみせたいという計画を持つております。そのほか住宅関係についても同じであります。

〔江崎委員長代理退席、委員長着席〕

すべて建設関係について、皆さん平素研究してさような意欲を持つておられるのであります。おそらく机の下にしまひ込んで置いて、予算がないから、われ々の仕事は完全にできないということをおこつておられるというのが、実情のように私どもは承つてゐる。そういう場合には、せつかくわれわれも国政を審議するために、ここに来ております。しかもさような専門的な知識を持つた者もあり、また専門的な知識を持たない者も相当におりますが、そういう専門的な、せつかく立案研究された資料を出して、われ々の専門的な立場から、こういうふうにし

するよう努力してくれということ、は、要望されてじかるべきだと私どもは考へておるのであります。せつかく今砂間委員がきわめて適切なる御議論を出したのであります。出されたからただちにそれができるとは申しませんが、さような日本の再建のための、また日本の国土保全のためのりつばな案があるならば、現在の財政状態の上からでも、なお他の各種の行政の振合いから見ても、ある程度のパーセンテージの予算は割かなければならぬという点には、全委員皆さん努力されると思ひますから、さような方向に当局も考へ願うし、また委員長からもさようおとりはからいをお願いしておきたいと思ひます。

○浅利委員長　それではあとで懇談いたすことにいたしまして、本日の会議はこれをもつて散会いたします。

午後四時二十五分散会

昭和二十五年二月二十一日印刷

昭和二十五年二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所